平成２５年（フ）第４７３号
岐阜県山県市高木734番地６　ハイツ高３号室
債務者　田中　弓子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４８０号
岐阜市東川手４丁目98番地　東中島荘北棟西
債務者　野村　勝利
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６７号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　昭和荘308号
債務者　田上　るみ（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１５号
愛知県瀬戸市北丘町28番地
債務者　斉藤　　栄
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４１０号
名古屋市南区中割町４丁目89番地　中割住宅212号
債務者　村山　美保
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
愛知県長久手市塚田1501番地　藤和シティコープ藤ケ丘301号
債務者　原田　明子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
名古屋市北区楠３丁目301番地　メゾン楠の里201号、従前の住所名古屋市北区西味鋺４丁目557番地　市営西あじま荘Ｔ２棟303号
債務者　佐藤　美潤
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１号
名古屋市名東区藤森西町1305番地の１　フォンティーヌ藤ヶ丘２Ｃ号
債務者　渡辺由美子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
滋賀県東近江市桜川西町264番地５、前住所滋賀県東近江市沖野２丁目14番36号
債務者　横田　　孝
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２５号
兵庫県姫路市青山南３丁目８番４―506号県営住宅青山南団地４号棟
債務者　小谷　耕造
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４３０号
奈良市五条畑２丁目８番19号
債務者　髙垣　礼子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４５７号
奈良市西大寺国見町１丁目１番433号
債務者　藤村鍼灸院こと　藤村　萩野
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
奈良県大和郡山市番匠田中町51番地
債務者　上田　克巳
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
奈良市興善院町15番地　松嶋ビューハイツＥ号
債務者　亀井　鈴絵
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６１号
広島市安佐南区上安５丁目25番８号
債務者　加藤　俊輔
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
香川県丸亀市中府町５丁目１番26号
債務者　宮本美智子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７７号
愛媛県宇和島市津島町高田甲597番地１　高田住宅203号室
債務者　森岡　正年
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部